

熊本縣市町村総合事務組合負担金条例

(平成16年組合条例第11号)

改正 平成16年12月 8日組合条例第31号
平成17年 2月 3日組合条例第 1号
平成17年12月 7日組合条例第 6号
平成18年 3月29日組合条例第 3号
平成18年11月15日組合条例第 6号
平成19年 3月26日組合条例第 1号
平成19年12月28日組合条例第 7号
平成23年11月25日組合条例第 2号
平成26年10月 8日組合条例第 3号
平成27年 2月27日組合条例第 3号
平成28年10月 7日組合条例第 7号

(目的)

第1条 この条例は、熊本縣市町村総合事務組規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号。以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、熊本縣市町村総合事務組合（以下「組合」という。）を組織する市町村並びに一部事務組合及び広域連合（以下「組合市町村」という。）の負担金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当に関する負担金)

第2条 規約第3条第1号に規定する事務（以下「退職手当事務」という。）を共同処理する団体（以下「退職手当事務加入市町村」という。）の負担金は、一般負担金及び特別負担金とする。

2 一般負担金は、特別職員（市町村職員退職手当条例（昭和35年組合条例第1号。以下「退職手当条例」という。）第2条第2号に規定する特別職員をいう。以下同じ。）及び職員（退職手当条例第2条第1号に規定する職員をいう。以下同じ。）に係る給料月額（給料が日額で定められている者については、その者の給料の日額の21日分に相当する額とし、特別職員又は職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これら事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額とする。以下同じ。）にそれぞれ次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 市町村長 | 1000分の400 |
| (2) 副市町村長 | 1000分の200 |
| (3) 教育長、公営企業の管理者 | 1000分の150 |
| (4) 職員 | 1000分の180 |

3 特別負担金は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 退職手当条例第7条、第8条、第8条の3、第8条の7及び市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年組合条例第1号）附則第10項の規定による退職手当を受けたとき（公務上の傷病及び通勤による傷病又は死亡により退職した者を除く。）は、その者の都合により退職した場合に受けるべき退職手当（退職手当条例第6条の規定にする退職手当をいう。以下同じ。）の額から調整額（退職手当条例第9条の4の規

定にする額をいう。以下同じ。)を減じた額との差額

- (2) 退職手当条例第12条ただし書の規定により受けた退職手当の額
- (3) 退職手当条例第15条第3項の規定により受けた退職手当の加算額
- (4) 退職手当条例第16条の2の規定により受けた退職手当の額
(職員の一般負担金の調整)

第2条の2 組合長は、退職手当事務加入市町村が前条第2項に規定する負担金を納付すべき月の属する年度の前々年度末日までに納付した退職手当事務の負担金の総額から事務費(当該退職手当事務加入市町村が納付した前条第2項に規定する負担金の算定の基礎となった給料月額 $\frac{1000}{2}$ に相当する額をいう。以下同じ。)を控除した額(以下「負担金累計額」という。)と当該退職手当事務加入市町村の特別職員及び職員に給付した退職手当の総額(以下「退職手当累計額」という。)を比較し、その差額(以下「累積収支差額」という。)に応じて、退職手当事務加入市町村の前条第2項第4号に定める割合(以下「基準率」という。)を調整するものとする。

2 前項に規定する退職手当事務加入市町村の基準率の調整は、基準率に次の各号に掲げる割合(以下「負担金調整率」という。)を減算し、又は加算して行う。

- (1) 負担金累計額が退職手当累計額を超える退職手当事務加入市町村は、次の表の左欄に掲げる額に応じて、右欄に掲げる割合を減算する。

負担金累計額から退職手当累計額を減じて得た額	負担金調整率
0円以上5億円未満	0
5億円以上10億円未満	$\frac{1000}{10}$
10億円以上15億円未満	$\frac{1000}{20}$
15億円以上20億円未満	$\frac{1000}{30}$
20億円以上	$\frac{1000}{40}$

- (2) 退職手当累計額が負担金累計額を超える退職手当事務加入市町村は、次の表の左欄に掲げる額に応じて、右欄に掲げる割合を加算する。

退職手当累計額から負担金累計額を減じて得た額	負担金調整率
0円以上5億円未満	0
5億円以上10億円未満	$\frac{1000}{10}$
10億円以上15億円未満	$\frac{1000}{20}$
15億円以上20億円未満	$\frac{1000}{30}$
20億円以上	$\frac{1000}{40}$

(新たに退職手当事務加入市町村となる場合の一般負担金)

第2条の3 新たに退職手当事務を共同処理する団体(以下「退職手当事務新規加入市町村」という。)の一般負担金は、退職手当事務を共同処理することとなった日の属する年度及びその翌年度に限り、前条の規定は適用しない。

(消防補償等に関する負担金)

第3条 規約第3条第2号から第8号までに規定する事務(以下「消防事務」という。)を共同

処理する団体（以下「消防事務加入市町村」という。）の負担金は、各年度において、次の各号に掲げる額の合計額とする。

（１） 規約第３条第２号から第６号までに規定する事務の負担金は、次に掲げる額の合計額とする。

ア 均等割 １０，０００円

イ 団員割 前年度の１０月１日現在における消防事務加入市町村の条例に基づく非常勤消防団員の定数（以下「団員の条例定数」という。）に２，０９０円を乗じて得た額

ウ 人口割 最近の国勢調査の結果による人口に８円５０銭を乗じて得た額

（２） 規約第３条第７号に規定する事務の負担金は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３４６号。以下「政令」という。）第４条第３項の規定により算出した額とする。

（３） 規約第３条第８号に規定する事務の負担金は、団員の条例定数に５０円を乗じて得た額とする。

２ 新たに消防事務を共同処理する団体（以下「消防事務新規加入市町村」という。）の負担金は、前項の規定を準用する。この場合において、消防事務新規加入市町村が政令第４条の規定により算出した、共同処理をすることとなった年度の掛金を消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）に対し既に納付しているときは、当該掛金を控除するものとし、共同処理をすることとなった年度に経過月数があるときは、当該負担金を月割りで算出した額とする。

３ 消防事務加入市町村が合併の前日に脱退し、合併後の地方公共団体が合併の日から引き続き消防事務を共同処理する場合において、当該合併前の消防事務加入市町村が、第１項の規定による合併年度の負担金を組合に対し既に納付しているときは、当該合併前の消防事務加入市町村の区域に係る負担金について、前項の規定は適用しないものとする。

（非常勤職員公務災害補償に関する負担金）

第４条 規約第３条第９号に規定する事務（以下「非常勤公務災害事務」という。）を共同処理する団体（以下「非常勤公務災害事務加入市町村」という。）の負担金は、各年度において、前年度の１０月１日現在における非常勤職員の定数に、次に掲げる額を乗じて得た額の合計額とする。

（１） 議会の議員、非常勤の監査委員、嘱託医 １，６００円

（２） 執行機関たる委員会の非常勤の委員、その他条例規則で定める者 １，２００円

（３） 前２号以外の非常勤の職員 １，０００円

２ 新たに非常勤公務災害事務を共同処理する団体の負担金は、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「各年度において、前年度の１０月１日」とあるのは、「共同処理をすることとなった日」と読み替えるものとし、共同処理をすることとなった年度に経過月数があるときは、当該負担金を月割りで算出した額とする。

３ 非常勤公務災害事務加入市町村のうち２以上が合併することにより、合併の前日に脱退し、合併後の地方公共団体が合併の日から引き続き非常勤公務災害事務を共同処理するとき、又は非常勤公務災害事務加入市町村が非常勤公務災害事務を共同処理していない地方公共団体と

合併することにより、合併の前日に脱退し、合併後の地方公共団体が合併の日から引き続き非常勤公務災害事務を共同処理するときは、合併年度に当該非常勤公務災害事務加入市町村が納付した負担金の合計額（当該年度に経過月数があるときは、当該負担金を月割りで算出した経過月数の負担金に相当する額を控除した額）と前項の規定により算出した合併後の地方公共団体の負担金との差額を、月割りで調整するものとする。

（交通災害見舞金に関する負担金）

第5条 規約第3条第10号に規定する事務（以下「交通災害事務」という。）を共同処理する団体（以下「交通災害事務加入市町村」という。）の負担金は、各年度において、最近の国勢調査の結果による人口に40円を乗じて得た額とする。

2 新たに交通災害事務を共同処理する団体の負担金は、前項の規定を準用する。この場合において、共同処理をすることとなった年度に経過月数があるときは、当該負担金を月割りで算出した額とする。

3 交通災害事務加入市町村が合併の前日に脱退し、合併後の地方公共団体が合併の日から引き続き交通災害事務を共同処理する場合において、当該合併前の交通災害事務加入市町村が、第1項の規定による合併年度の負担金を組合に対し既に納付しているときは、当該合併前の交通災害事務加入市町村の区域に係る負担金について、前項の規定は適用しないものとする。

（負担金の納期限）

第6条 負担金の納期限は、次の各号に定めるところによる。

（1） 第2条第2項に規定する負担金は、毎月分を翌月の10日までに納付しなければならない。

（2） 第2条第3項に規定する負担金は、熊本県市町村総合事務組合の長（以下「組合長」という。）が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情により組合長が指定する期日までに納付することができない場合は、組合長の同意を得て、元利均等、半年賦の方法により納付することができる。

（3） 第3条から前条までに規定する負担金は、毎年4月末日までに納付しなければならない。

（督促及び延滞金）

第7条 この条例によって納付しなければならない負担金が、前条に規定する納期限までに納付されないときは、組合長は組合市町村に対し、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を發するものとする。

2 組合長は、組合に納付しなければならない負担金の額百円について1日4銭の割合をもって、第8条の納期限の翌日から負担金完納の日までの日数によって計算した延滞金を徴収することができる。

（負担金の還付等）

第8条 組合市町村が、規約第3条に規定する事務を脱退するときは、次に掲げるところによる。

（1） 退職手当事務加入市町村が脱退するときは、脱退することとなった日における負担金累計額と退職手当累計額を比較し、負担金累計額が退職手当累計額を超える場合は、その超える額を当該退職手当事務加入市町村に還付し、負担金累計額が退職手当累計額に

満たない場合は、その満たない額を当該退職手当事務加入市町村から徴収するものとする。

(2) 消防事務、非常勤公務災害事務又は交通災害事務の加入市町村が脱退するときは、当該加入市町村が納付した脱退年度の負担金（消防事務加入市町村については、政令第4条の規定により算出した消防基金に対する掛金を除く。）から、当該負担金を月割りで算出した経過月数の負担金に相当する額を控除した額を、当該加入市町村に還付するものとする。

2 前項に規定する負担金は、組合市町村が共同処理している事務を脱退する日までに、組合に納付し、又は組合市町村に還付するものとする。

3 組合市町村が合併の前日に脱退し、当該組合市町村が共同処理していた事務を、合併後の地方公共団体が合併の日から引き続き共同処理するときは、前2項の規定は適用しないものとする。この場合において、当該組合市町村の負担金等は、次に掲げるところによる。

(1) 合併前の退職手当事務加入市町村が納付した退職手当事務の負担金の総額及び当該退職手当事務加入市町村の特別職員及び職員に給付した退職手当の総額は、合併後の地方公共団体が納付した退職手当事務の負担金及び合併後の地方公共団体の特別職員及び職員に給付した退職手当の額とする。

(2) 合併前の消防事務、非常勤公務災害事務又は交通災害事務の加入市町村が納付した合併年度の負担金は、合併後の地方公共団体が納付した負担金とする。

第9条 組合を組織する一部事務組合の職員が任命権者の承認を受け退職し、引き続き当該一部事務組合を組織する市（退職手当事務に加入している市を除く。）の職員に採用された場合は、当該職員に係る第2条第2項に規定する負担金として納付された額から当該職員に係る事務費を控除した額を還付するものとする。ただし、当該職員が退職する日（以下「退職日」という。）における当該一部事務組合の累積収支差額から本文の規定により計算した額を控除した額が、退職日の翌日以後在職する当該一部事務組合の職員の退職日におけるその者の都合により退職した場合に受けるべき退職手当の額に調整額を加えて得た額（以下「在職職員退職手当額」という。）に満たないときは、退職日における当該一部事務組合の累積収支差額から在職職員退職手当額を控除した額を還付するものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 従前の負担金に係る権利義務は熊本縣市町村総合事務組合が承継するものとする。

第3条 熊本縣市町村職員退職手当組合負担金条例（昭和35年6月27日組合条例第2号）は、廃止する。

（消防補償等に関する負担金の特例）

第4条 平成23年度に限り、第3条第1項イの規定の適用については、規定中「2,090円」と

あるのは、「24,890円」とし、第6条第3号の規定の適用については、規定中「毎年4月末日」とあるのは、「平成23年12月末日」とする。

附 則（平成16年組合条例第31号）

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

第2条 この条例による改正後の第2条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項第4号中「1000分の200」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成17年4月 1日から 平成19年3月 31日まで	1000分の150
平成19年4月 1日から 平成21年3月 31日まで	1000分の180

附 則（平成17年組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年組合条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年組合条例第3号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年組合条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年組合条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（収入役に関する経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者に係る退職手当事務の負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年組合条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成23年組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年組合条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年組合条例第2号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年組合条例第7号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。